


所管部課	福祉部障害福祉課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則 について			区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市難病患者福祉手当条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令により、国及び都手当の所得制限の判定に係る所得の判定方法が改正されたことを受け、東大和市心身障害者福祉手当条例施行規則についても改正と同様に、東大和市難病患者福祉手当条例施行規則についても所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除の適用</li> <li>・寡婦（夫）控除のみなし適用</li> <li>・文言整理</li> </ul> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 所得制限の判定の際、控除範囲が拡大されることにより、手当受給者が増える可能性がある。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。